平成２１年（フ）第３４５６号
大阪市東淀川区井高野３丁目５番17―804号
破産者　モールドクリエーティブこと　北野　祐司
1　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
2　一般調査期日　平成22年７月15日午後３時30分
平成22年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第２１号
愛知県岡崎市滝町字山籠142番地
破産者　谷川土木株式会社
1　期日　平成22年６月28日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月17日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第３７１号
長崎県北松浦郡鹿町町口ノ里免88番地１
破産者　株式会社生興産業
1　期日　平成22年５月21日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月16日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４２３号
熊本市坪井５丁目８番20号
破産者　青木　宏允
異議申述期間　平成22年５月13日まで
平成22年３月16日
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０１９号
東京都港区高輪４丁目８番３号
清算株式会社　コイトエンタープライズ株式会社
代表清算人　井上　　敦
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第７号
青森市新町２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社角弘スチール加工センター
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所民事部

会社整理終結

平成１４年（ヒ）第０１号
山形市大字漆山字北道上2450番地の１
整理会社　イズタ建機産業株式会社
代表者代表取締役　伊豆田正志
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件整理手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

更生計画変更

平成２０年（ミ）第１１号
東京都港区芝２丁目３番８号
更生会社　りんかい日産建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件更生計画を変更する。
3　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画「第７章　会社の措置」「第７節　役員の選任」の次に、以下の規定を追加する。
第８節　資本準備金の減少及び剰余金の処分
1　資本準備金の減少
会社は、次の各号の定めのとおり、資本準備金の額を減少する。
⑴　減少する資本準備金の額
76億2418万8846円（資本準備金の全額）
⑵　資本準備金の減少が効力を生ずる日
平成22年３月31日
2　剰余金の処分
会社は、次の各号の定めのとおり、その他資本剰余金及び別途積立金を取り崩し、それぞれ繰越利益剰余金に振替えることによって繰越利益剰余金を増加させ、当該増加した額を限度として、平成22年３月31日現在において会社に存する繰越利益剰余金の欠損を填補する。
⑴　繰越利益剰余金に振替えるその他資本剰余金の額
①　66億0499万8360円（本章第１節３の規定により減少する資本金の額から消滅する自己株式の額を控除した残額に対応する額）
②　76億2418万8846円（本章第８節１の規定により減少する資本準備金の額に対応する額）
③　57億8329万7265円（更生計画認可時に存在するその他資本剰余金の一部）
上記合計額200億1248万4471円
⑵　繰越利益剰余金に振替える別途積立金の額
22億円（別途積立金の全部）
⑶　増加する繰越利益剰余金の額
222億1248万4471円（上記⑴及び⑵の合計額）
⑷　剰余金の処分が効力を生ずる日
平成22年３月31日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第５号
千葉市中央区寒川町１丁目229番地１
再生債務者　西山茂樹こと　趙　　茂樹
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区中央４丁目16番１号　建設会館ビル１階　プライム法律事務所　弁護士　金城未来彦
平成22年３月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
札幌市中央区南12条西18丁目３番１号　テクノ18ビル３Ｆ
再生債務者　株式会社札幌藤の沢すずらんゴルフ場
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年５月10日から平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第１号
北海道空知郡奈井江町字奈井江町211番地
再生債務者　株式会社平雄組
代表者代表取締役　小林　　成
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年５月24日から平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部

平成２２年（再）第１号
東京都荒川区東尾久２丁目16番４号
再生債務者　株式会社イマナカ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年４月30日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年５月28日から平成22年６月11日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

再生計画認可

平成２１年（再）第９号
北海道石狩市花川南３条５丁目７番地
再生債務者　医療法人共生会病院
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月12日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年３月15日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１８年（再）第３号
埼玉県上尾市浅間台２丁目11番地５Ｎレジデンス109
再生債務者　株式会社三野建設
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年３月16日
さいたま地方裁判所第３民事部